

第62回定時株主総会資料

（ 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 ）

計算書類の個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

ダイニチ工業株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

・ 其他有価証券

- ・ 市場価格の無い株式等
以外のもの

- ・ 市場価格の無い株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

総平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

- ・ 製品、仕掛品、原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

- ・ 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、1998年4月1日以降取得した取得価額10万円以上20万円未満の資産のうち、金型については従来どおりの法定耐用年数で定率法により償却し、それ以外の資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用に備えるため、保証期間内の製品修理費用見込額を過去の実績をもとにして計上しております。

④ 退職給付引当金

（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支給に備えて、内規に基づく要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主に暖房機器（石油暖房機器、電気暖房機器、ガス暖房機器）・環境機器（加湿器、空気清浄機、燃料電池ユニット）・その他（部品、コーヒー機器他）の製造及び販売を行っております。このような製品の販売については、製品を顧客に引渡しした時点で、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品などを控除した金額で測定しております。

なお、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから概ね6ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,825,785千円

(2) 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、再評価差額から税金相当額を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△644,516千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	19,058千株	－千株	－千株	19,058千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,873千株	0千株	－千株	2,873千株

※自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	356,071	22	2024年 3月31日	2024年 6月27日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(付 議 予 定)	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定 時 株 主 総 会	普通株式	356,070	利益剰余金	22	2025年 3月31日	2025年 6月27日

4. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	80,912千円
製品保証引当金	37,895千円
役員退職慰労引当金	125,279千円
投資有価証券評価損	91,898千円
棚卸資産評価損	21,596千円
未払事業税	29,872千円
減損損失	35,795千円
その他	75,769千円
繰延税金資産計	499,019千円
評価性引当額	△306,235千円
繰延税金資産合計	192,784千円
繰延税金負債	
前払年金費用	△59,526千円
固定資産圧縮積立金	△40,528千円
その他有価証券評価差額金	△338,899千円
繰延税金負債合計	△438,953千円
繰延税金資産（負債）の純額	△246,169千円

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に短期的な預金等で行っております。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の営業業務管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。また、投資有価証券は主として株式と事業債であり、毎月末に時価の把握を行っております。

債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

また、営業債務については、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額18,060千円）は、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金及び受取手形、電子記録債権、売掛金、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	10,396,987	10,396,987	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	1,833,627	8,563,359	—	10,396,987

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

該当する事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債及び合同運用指定金銭信託は、取引金融機関から提示された価格等を用いて評価しております。市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資信託は委託会社から提示された基準価額を用いて評価しております。投資信託は市場における取引価格が存在しないことから、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	売上高
暖房機器（石油暖房機器、電気暖房機器、ガス暖房機器）	13,556,032
環境機器（加湿器、空気清浄機、燃料電池ユニット）	5,052,336
その他（部品、コーヒー機器他）	1,294,295
顧客との契約から生じる収益	19,902,665
その他の収益	－
外部顧客への売上高	19,902,665

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,726円29銭

(2) 1株当たり当期純利益

71円74銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。